

# 福祉・介護の職場で働きたい あなたを応援します！

## 介護員養成研修受講費補助事業！

<対象研修>『介護職員初任者研修』  
『生活援助従事者研修』

実施期間：令和2年4月1日  
～令和3年3月31日

対象者は？ 次の①～

④のいずれかに該当する方

青森県内に現住所を有し、次のいずれかに該当する方。ただし、他機関または団体から受講費の補助または助成を受ける方を除く。

- ① 青森県福祉人材センター、弘前・八戸福祉人材バンク（以下センター等）並びに県内のハローワークの福祉・介護の就労斡旋を受けている方
- ② センター等並びにハローワークの福祉・介護の就労斡旋を通じて平成31年4月1日以降に就労中の方
- ③ センター等が実施している「福祉施設の職場体験」に参加し、県内で福祉・介護の就労を目指す方
- ④ 県内の私立高等学校生で福祉・介護の就労・進学を目指す次の方  
イ. センター等並びにハローワークの就労斡旋を受けている  
ロ. センター等が取り扱う高校生対象福祉施設体験講習会に参加  
ハ. センター等が取り扱う福祉施設職場体験事業を受講  
ニ. センター等が取り扱う福祉の仕事あれこれ出前講座を受講

※研修終了者の就労等の状況を確認させていただきます。

※補助額が予算額に達しましたら、受講費補助の受付を終了させていただきます。

補助額

受講料と教材費  
合わせて

**8万円以内**

を補助します

【お申込み・お問い合わせ先】 青森県福祉人材センター  
〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 2階  
社会福祉法人青森県社会福祉協議会内  
TEL.017-777-0012 FAX.017-777-0015  
ホームページ：<http://www.aosyakyu.or.jp>（実施要領・申請書類掲載あり）

